

北海道みんなの日条例施行規則 平成29年北海道規則第23号

改正 平成30年3月30日規則第27号

北海道みんなの日条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道規則第23号

北海道みんなの日条例施行規則

北海道みんなの日条例（平成29年北海道条例第39号）第3条第1項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる公の施設に係る同表の当該右欄に定める使用料等とする。

公の施設	使用料等
北海道立オホーツク流氷科学センター	北海道立オホーツク流氷科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）第10条第1項に規定する利用料金
北海道立総合博物館	北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1(1)及び4の場合に係るものに限る。）
北海道立総合体育センター	北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）第13号第1項に規定する利用料金（同条例別表表2の事項及び3の事項に係るもの（トレーニング室の区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立北見体育センター	
北海道立道民の森	北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の区分に係るものに限る。）
北海道立真駒内公園	北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1の事項及び2の事項に係るもの（一部利用の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）に限る。）、同条例別表第3の水泳プール、体育館及び陸上競技場の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）、同条例別表第4の大型遊戯施設の区分に係るもの、同条例別表第5の1の事項(1)及び(2)並びに3の事項に係るもの（同表の1の事項(1)及び(2)に係るもの（同表の1の事項(1)及び(2)に係るもの）にあっては、デイキャンプの区分に係るものに限る。）並びに同条例別表第6の1の事項に係るもの（デイキャンプの区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立野幌総合運動公園	
北海道子ども国	
北海道立オホーツク公園	
北海道立宗谷ふれあい公園	
北海道立ゆめの森公園	
北海道立十勝エコロジーパーク	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）第11条第1項に規定する利用料金（1人1日につき納めるものに限る。）
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川	

北海道立青少年体験活動支援施設ネイ バル森	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイ バル北見	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイ バル足寄	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイ バル厚岸	
北海道立近代美術館（北海道立三岸好 太郎美術館を含む）	北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例 第3号）第4条第1項の観覧料（同条例別 表第1の1及び2の場合に係るものに限 る。）
北海道立旭川美術館	
北海道立函館美術館	
北海道立帯広美術館	
北海道立北方民族博物館	北海道立博物館条例（平成2年北海道条例 第5号）第12条第1項に規定する利用料金 （同条例別表第1の1(1)及び(2)の場合に 係るものに限る。）
北海道立文学館	
北海道立釧路芸術館	

一部改正〔平成30年規則27号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第27号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。